

組織共済

組織共済は、各団体(労働組合・従業員会)が一括して加入する制度です。各労働組合・従業員会に所属の方は、すでに組織共済に加入しています。下記の事由があれば、申請してください。また、基幹職やパートの方も、団体が認めて、組織共済の掛け金(年間4,200円)を納めれば加入できます。

そして、個人共済にも加入できます。

掛け金の支払い

- 各団体が毎年2回、組合費(団体の会費)より一括で納めています。(基幹職・パートの方は年間一括で個人払い)

加入資格

- 組合員・従業員会会員は特に手続きをしなくても団体一括で加入しています。

給付を受けるには

- 事由が発生したら申請書に記入の上、証明書(診断書等)と一緒に各団体(労働組合・従業員会)に提出してください。
- ワークフローからも申請できます。

1口の月額掛け金 350円

給付事由	給付基準	給付金額
祝金	結婚	組織加入者が結婚した場合
	出生	組織加入者に子供が出生した場合
	水晶婚	組織加入者が結婚後15年たった場合
	銀婚	組織加入者が結婚後25年たった場合
弔慰金	本人死亡	組織加入者が死亡した場合
	配偶者死亡	内縁(同居)を含む
	子供死亡	養子・死産を含む
	親死亡	本人・配偶者の親
	兄弟姉妹死亡	本人の兄弟姉妹
	祖父母死亡	祖父母(同居のみ)
入院・休業通院見舞金	病気入院	1日目より 1共済期間で180日を限度とし、通算900日を限度
	ケガ入院	1日目より
	病気休業通院	連続10日以上 1共済期間で90日を限度とし、通算450日を限度
	ケガ休業通院	連続3日以上
退職金	組織加入者が定年により退職した場合	10,000円
	共済に加入し5年以上経過して退職した場合	10,000円
火災等見舞金	地震を除く火災・風水害による見舞金	別に定める基準によりその都度決定

注1:労働組合および従業員会活動中の補償は扶助規定に基づく支給によって対処するものとし、上記の弔慰金、入院・休業通院見舞金の併給はしない。

注2:本人および配偶者死亡の場合、給付金の他に花輪または生花を用意する。



みんなでつくるみんなの安心

荏原グループ生活共済会

加入のご案内 2026



「荏原共済」は荏原で働く仲間が知恵を出し合って作った、助け合いの制度です。

営利目的ではなく給付重視で運営しています。

運営もみんなの力で行う。それが私たちの荏原共済です。

荏原グループ生活共済会 (略称:荏原共済)

- 荏原合同労働組合
- 荏原フィールドテック労働組合
- 荏原電産従業員会
- 荏原風力機械労働組合
- 荏原冷熱システム従業員会
- Watering互助会

2025年10月1日現在

〒144-8510 東京都大田区羽田旭町11-1

TEL 050-3416-3457

Eメールアドレス info.kyosai@ebara.com

HPアドレス <http://www.ebarakyosai.jp/>